

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和4年度益田国道維持出張所管内災害応急対策活動（12月22日-24日）（その1）
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 前田 文雄 （島根県浜田市相生町3973）
契約締結日	令和5年3月6日
契約の相手方の 氏名及び住所	高橋建設（株） （島根県益田市遠田町3815番地1）
契約金額	金2,728,000円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	非公表 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約による こととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	

随意契約理由書

契約業者名 : 高橋建設株式会社

件 名 : 令和4年度益田国道維持出張所管内災害応急対策活動
(12月22日-24日)(その1)

理 由 :

本件は、大雪に伴う、一般国道9号のタイヤチェックおよび交通誘導を行う災害
応急対策活動であり、「災害応急対策活動等に関する基本協定」の社に出動要請
を行ったものについて、随意契約を行うものである。

契約相手方の高橋建設(株)は、浜田河川国道事務所の災害応急対策活動の工
事等に関する基本協定業者であり、会社の施工実績、本支店の所在地、人員確
保の状況等を確認し、緊急対応を求めたところ、当該業者のみが履行場所におい
て本件を遂行できる唯一の業者である。また今回派遣する益田国道維持出張所
管内で国道9号を規制した実績があることから、安全かつ確実な活動が可能とな
るため、契約の相手方としたものである。

よって会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
より随意契約を行うものである。